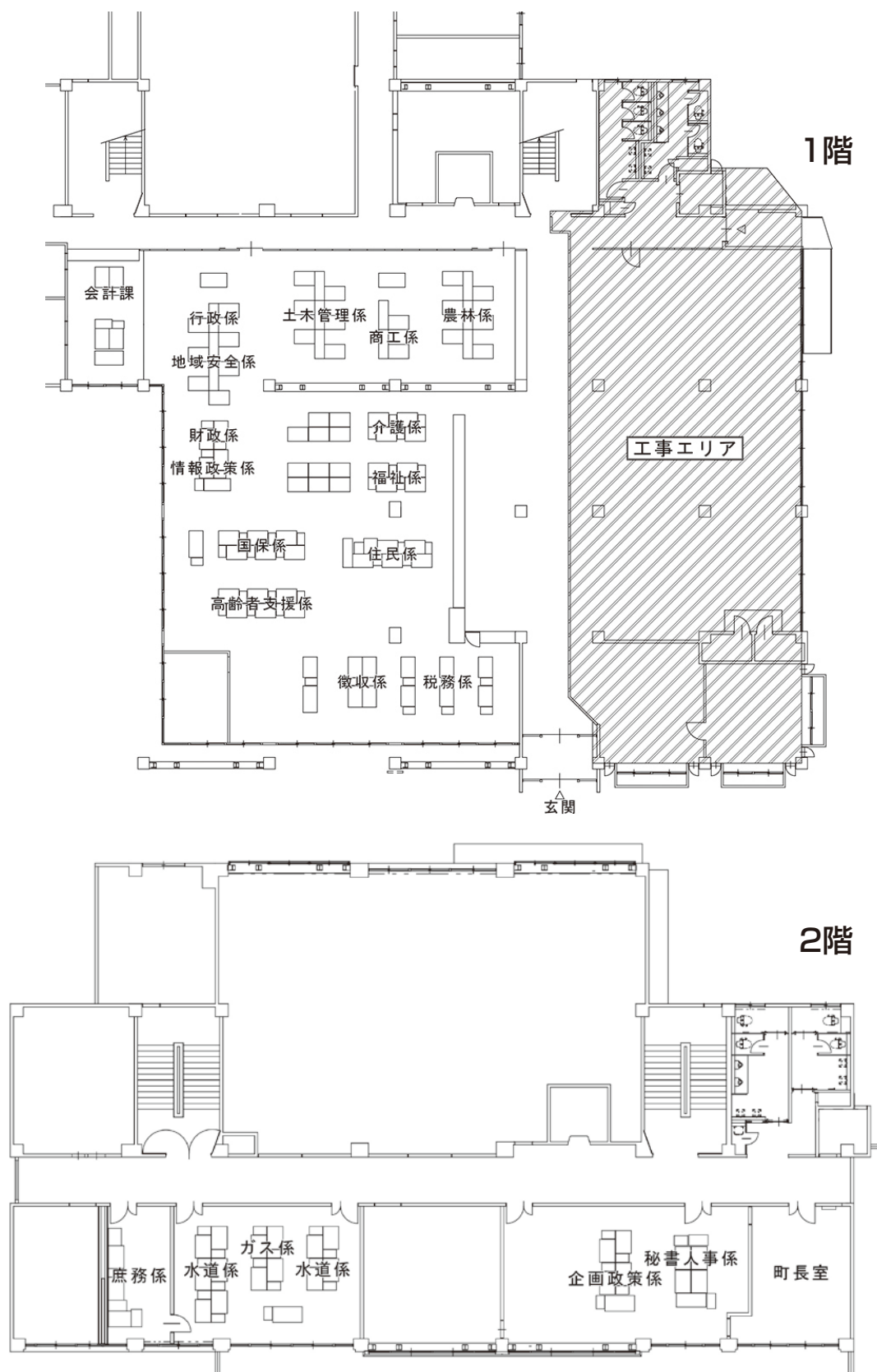


# 役場庁舎内の課配置場所が換ります。

現在、役場庁舎の耐震補強工事を実施しておりますが、庁舎1階西側の工事が終了し、4月から庁舎1階東側の工事が始まります。

これに伴い、各課の配置場所が下図のように変更となります。また、庁舎正面玄関の利用が可能となりました。皆様には大変ご迷惑をおかけしますが、ご協力お願いいたします。

※3階は変更ありません。



## 特定計量器(ハカリ)の定期検査

商取引(量り売りする農産物)や健康診断の証明行為に使用する「はかり」は、2年に1回、定期的に検査を受けることが法律で義務づけられています。

平成27年度の日程・会場等は以下のとおりです。  
必ず検査を受けて下さい。

### 日 程

期日 4月23日(木)

### 場所及び時間

下仁田町活性化センター 10時～11時  
群馬県蒟蒻原料商工業協同組合 12時30分～15時30分

### その他

- ・当日は検査手数料が必要です。
- ・はかりは外部をよく掃除して分銅・おもり・電源アダプター等がある場合は一緒に持って来て下さい。

問合せ先 産業観光課 商工係 ☎64-8805

### 対象計量器

- ①商店、工場で業務用に使用するもの
- ②学校、保育園で健康診断(学校保健法)に使用するもの
- ③病院、薬局、診療所等で調剤や体重測定に使用するもの
- ④農協等で園芸農産物の出荷に使用するもの
- ⑤農家等で園芸農産物を庭先取引に使用するもの
- ⑥運送業で貨物・荷物の計量に使用するもの、宅配便取次店
- ⑦その他取引・証明に使用するもの

## 下仁田町勤労者生活資金融資のご案内

### 対象者

- ・町内に1年以上居住し、同一事業所に1年以上継続して勤務しており、かつ当該事業所に引き続き勤務しようとする者
- ・前年の収入が700万円以下の者で、年齢が20歳以上55歳以下の者
- ・この融資により、生活の安定と福祉の増進を図ることができ、償還が確実と認められる者

融資限度額 100万円以下

償還期限 5年以内

償還方法 元利均等月賦償還とし、年2回の一時金償還を組み合わせることができ、いつでも繰り上げ償還をすることができます。

融資利率 年2.5%(別途保証料が加算される場合あり。)

担 保 無担保

保 証 人 金融機関(中央労働金庫富岡支店)の定めるところによる。

資金使途 教育、医療、冠婚葬祭、災害、耐久消費材購入、その他生活の安定と向上のため

問合せ先 産業観光課 商工係 ☎64-8805

## 群馬労働局の『総合労働相談コーナー』のご案内

会社から辞めろと言われた、職場でいじめがある、労働条件を引き下げられた…など、職場での問題でお悩みの労働者のみなさん。労務管理に悩んでいる、従業員への対応に困っているという事業主のみなさん。ぜひ『総合労働相談コーナー』をご利用ください。

群馬労働局では、県内9箇所に『総合労働相談コーナー』を設け、法律に関する相談・情報提供、助言、あっせんによる紛争解決援助サービスを行っています。事前予約は不要・ご利用は無料です。

詳しくは、下記総合労働相談コーナーまでお問い合わせください。

■群馬労働局総合労働相談コーナー(群馬労働局企画室内) ☎027-210-5002

■高崎総合労働相談コーナー(高崎労働基準監督署内) ☎027-322-4661

# 4月1日に簡易水道と小水道が上水道に統合しました

◆3月の広報でお知らせした一部の簡易水道事業、小水道事業は上水道事業に統合しました。

◆平成27年度の水道料金の口座振替日について

|       | 5月分      | 7月分      | 9月分      | 11月分      | 1月分      | 3月分      |
|-------|----------|----------|----------|-----------|----------|----------|
| 口座振替日 | 5月26日(火) | 7月27日(月) | 9月30日(水) | 11月27日(金) | 1月26日(火) | 3月28日(月) |

※口座振替日は毎月26日(休日の場合は翌営業日)ですが、9月と11月は異なりますのでご注意ください。

【統合前に簡易水道・小水道をご利用だった方】

◆検針期間が変わります。検針は奇数月の上旬に行ないます。

◆水道料金が変わります。

水道料金は、上水道を利用する方の料金表に統一されます。統合前に地元水道組合で維持管理をしていた簡易水道、小水道をご利用だった方は料金に変更となります。

◆納入通知書が変わります。

4月以降の納入通知書は緑色になります。緑色の納入通知書は、コンビニエンスストアでもお支払いができます。

【統合前から上水道をご利用だった方】

◆漏水修理の自己負担となる範囲が変わります。

これまで個人の敷地内の漏水については、修理代金は自己負担でした。統合後は、道路からメーターまでの間の修理代金は役場負担となります。

問合せ先 建設ガス水道課 庶務係 ☎64-8808

## ～下仁田町の介護保険料について～

●下仁田町の平成27年度から平成29年度における介護保険料「基準額」は下記のとおり決まりました。

### 下仁田町の基準額 70,800円(年額)

●介護報酬改定・サービス利用量の増加を見込んだ結果、今までより、基準額が増額になりました。

●「基準額」をもとに所得に応じて、新たな1～9段階の保険料に分かれます。

#### ■所得区分別年額介護保険料

| 区 分  | 対 象 者              |                                    | 介護保険料年額(基準額に対する割合) |        |
|------|--------------------|------------------------------------|--------------------|--------|
| 第1段階 | 住民税<br>世帯非課税       | 生活保護者・老齢福祉年金受給者                    | 31,860円            | (0.45) |
|      |                    | 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人         |                    |        |
| 第2段階 | 世帯非課税              | 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の人 | 53,100円            | (0.75) |
| 第3段階 |                    | 課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える人       |                    |        |
| 第4段階 | 住民税世帯課税かつ<br>本人非課税 | 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の人         | 63,720円            | (0.90) |
| 第5段階 |                    | 課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える人        |                    |        |
| 第6段階 | 住民税本人課税            | 合計所得金額の合計が120万円未満の人                | 88,500円            | (1.25) |
| 第7段階 |                    | 合計所得金額の合計が120万円以上、190万円未満の人        | 99,120円            | (1.40) |
| 第8段階 |                    | 合計所得金額の合計が190万円以上、290万円未満の人        | 113,280円           | (1.60) |
| 第9段階 |                    | 合計所得金額の合計が290万円以上の人                | 127,440円           | (1.80) |

※第1段階の保険料は、本来は基準額の0.5%ですが、保険料軽減措置により、本人負担は、0.45%になります。

◇介護保険料及び制度の内容が分かるパンフレットを作成し全戸配布する予定です。

※平成27年度から平成29年度までを計画期間とする 「下仁田町老人福祉計画及び下仁田町介護保険事業計画」を策定いたしました。役場町民ホールにて閲覧ができますので是非ご覧下さい。

問合せ先 健康課 介護保険係 ☎64-8802

# 4月1日から登下校に合わせて、スクールバスの運行時刻が変更になります

4月1日(水)から小中学校の登下校に合わせ、午後4時以降のスクールバス運行時間(平日)が変更になります。各路線ともに主に午後の下り便が変更になりますので、午後4時以降に利用される一般の方は、時刻表をよくご覧の上、ご乗車いただきますようお願いいたします。

- ※1 スクールバスは児童生徒が優先となりますのでご了承ください。
- ※2 小中学校の児童生徒へは学校から連絡があります。

**変更期間 春夏期 4月1日(水)～9月15日(火)**



**問合せ先** 下仁田町役場 地域創生課 企画政策係(☎64-8809)

または教育課 学校教育係(☎82-2115)

**運転管理** 上信ハイヤー株式会社下仁田営業所(☎82-2429) バス事務所(☎82-5038)

## 原爆や平和について考えてみませんか? ～長崎へ平和の取材「親子記者」参加者募集～

8月9日の長崎原爆の日に親子での取材をとおして、原爆や平和について考えてみませんか?

**対象** 下仁田町にお住まいの小学生とその保護者で平和・原爆・核兵器廃絶などに興味をお持ちの方。

**実施期間** 8月8日(土)～11日(火)【長崎市泊3泊4日】

※長崎滞在中、原爆犠牲者慰霊平和記念式典等の被爆地の様子や被爆者への取材をしていただきます。

**定員** 全国の対象自治体から18人小学生(4年生以上)1人とその保護者1人の9組

**参加費** 長崎市への交通費、宿泊代、取材補助経費(1組あたり1万円)を支給します。

**応募方法** ハガキまたはEメールで次の事項を書いてお送りください。

①住所 ②参加者の氏名(ふりがな)・性別 ③小学校名、学年 ④ご連絡先電話番号

⑤保護者の氏名(ふりがな)・性別と印鑑 ⑥平和を願う一言メッセージ

当協議会ホームページから、Eメールでもご応募いただけます。「日本非核宣言自治体協議会」で検索、または次のURLを入力してアクセスしてください。 <http://www.nucfreejapan.com>

**申込期限** 5月13日(水)当日消印有効

**その他** カメラなど取材に用いる道具は参加者自身でご用意ください。

※応募者多数の場合は、抽選を行い、発表は当選者にのみはがきまたはメールにて通知いたします。

**応募・問合せ先**

〒852-8117長崎県長崎市平野町7-8、長崎市平和推進課内日本非核宣言自治体協議会事務局

☎095-844-9923 Eメールアドレス [info@nucfreejapan.com](mailto:info@nucfreejapan.com)

☎095-844-9923 FAX095-846-5170

### 年金

**平成26年度の  
国民年金保険料は  
4月中に納めましょう**

平成26年度分の国民年金保険料の納付はお済みですか。

平成27年3月分の納付期限は平成27年4月30日です。

国民年金保険料が納め忘れなどで未納のままですと、将来受け取る年金額が減ったり、年金が受け取れない場合もあります。

また、万が一の事故などで障害状態になった時の障害年金、あるいは一家の支え手がお亡くなりになった時の遺族年金等が受け取れない場合もありますので、納め忘れていた保険料がある方はお早めの納付をお願いします。

なお、保険料の未納がある方へ日本年金機構が委託した民間事業者が電話・文書・戸別訪問等で納付のご案内を行っています。

保険料の納付は、便利で安心な口座振替のご利用をお勧めします。現金で納付するより割引率も大きい振替方法もありお得ですのでぜひご利用ください。

保険料を納付することが困難な場合には、条件により納付を免除や猶予される制度があります。希望される方は市役所・町村役場の国民年金担当課で申請の手続きしてください。

### 【問合せ先】

ねんきんダイヤル

☎0570-1051165

高崎年金事務所

☎027-1322-7731